

# 議会報告に対する質問と回答

## ①議会改革の取り組み

番号	質問・要望・提言等	回 答
1	議会改革はすすんでいるが、他市の改革も参考にこれからも積極的に取り組まれない。(牟礼)	他市の例も参考に、引き続き改革に取り組みます。
2	議会報告会の開催のPRをしっかりとやるべきだ。(中関)	議会報告会開催の広報については、検討してまいります。
3	議会報告会開催の広報活動に一考を要する。(華浦)	
4	議会報告会のレジュメに、項目毎に簡単な要点を入れてほしい。(華浦)	
5	報告の要約を資料として準備していただけると、報告がわかりやすい。(富海)	報告の資料については、わかりやすいものとするため改善してまいります。
6	議会だよりの内容を報告会の資料にいれたらどうか。(華浦)	
7	地域の課題を報告会でしてもらいたい。市の方では長期、中期計画が策定されているが、小野地区の計画はどう推進されているのかを報告してもらいたい。(小野)	今後の報告会で検討します。
8	インターネット中継の視聴率が落ちていると聞いたが、視聴率を上げる方策は。(富海)	最初の6月議会と比べて、9月議会以降は若干下がっています。議会だよりの表紙下段に「議会中継がホームページで見られます!!」とPRしています。議会審議の中味が充実してくれば、さらに関心を持っていただけたらと思います。
9	フェイスブック等を利用してはどうか。若い人たちを対象として・・・。(富海)	フェイスブック、ツイッター等は、今後研究してみます。
10	議員間討議は事前の議案協議なのか。(富海)	主に委員会で行い、最初に執行部が議案の説明をし、次に委員が執行部に質疑をし、それが終わると、議員同士でその議案について意見を交わしますが、これが議員間討議です。

11	議会モニターの選定基準はどうなっているのか。(右田)	議会モニターは公募です。今回は7名の応募で、自治会連合会、小学校PTA等に4名お願いしました。
12	モニターの謝金はいくらか。(右田)	初年度は半年の任期で年間5,000円の1/2の額です。
13	モニターの意見はどんなものか。(右田)	議会ホームページ、議会だよりにモニター通信として紹介しています。
14	議会改革推進協議会のメンバーに一般市民をいれたらどうか。(中関)	議会改革推進協議会は議会内の組織として位置づけています。議会改革に市民の意見を取り入れるために、議会モニター制度を設置しています。
15	3年続けて決算が不承認になったことについて、自治基本条例に明記し、市長の釈明を求めるべきではないか。(牟礼)	他市の議会基本条例で、決算が不承認になった際に、市長の釈明を求める趣旨の条文を持っているところもあり、今後の検討課題としたいと思います。なお、決算の不承認は松浦市長になって平成18、21、22年度の3回ですが、3年続けてではありません。
16	会議のなかの答弁の際、休憩が多すぎる。(牟礼)	執行部が答弁内容に正確を期すため、資料を確認することがあり、休憩となります。執行部に改善を求めています。
17	1期4年間で一回も一般質問にたたれていない議員はおられるか、議員は市民の声、陳情を一般質問等で市政に届けるべきと思うが、また議員の通信簿という意味でもそれを市民に対してオープンにしてもらいたい。(松崎)	議会だよりで、各議会における一般質問の質問者と質問内容を掲載しております。
18	議会は大変斬新な取組みをされていると感じた。しかしながら市民に対して周知されていない。インターネットよりケーブルテレビを活用したほうが効果が有ると思うが。(松崎)	ケーブルテレビは、山口市がすでに中継しているためリアルタイムで放映することができない点、経費的に費用がかさむこと、さらにインターネットでは録画中継により好きな時間に見ることが出来ることから、インターネットを選択しました。
19	議会の傍聴にいったが、なぜ受付で住所氏名を書かなければならないのか。(新田)	保安上も含め、傍聴規則で住所氏名を書くことになっています。

20	本会議中に席を立て外に出るものがある。無責任でみっともないではないか。(新田)	生理的原因でやむを得ない場合もありますが、むやみに席を立たないよう以前に議会運営委員会で確認したところです。再度確認します。
21	議会の議事録も2か月後に公表されるので遅い。(新田)	議会の議事録は、議会事務局の職員が削減されたため、以前より調整に日時を要し、公表されるのは遅くなっています。今年からは、一般質問だけでなく議案説明・採決等を行う本会議もインターネット中継するようになりましたので活用してください。
22	議会だよりの視察報告は、視察へ行かれた議員名を記載して欲しい。報告書はそれぞれが議長へ出すべきではないか、希望があれば個々の報告を閲覧できますか。(佐波)	委員会の視察報告を載せます。また、報告書は委員長が議長に報告となっていますが、委員が分担したり、その内容を委員に諮ることもあります。議会だよりに、その一部を載せています。すべてを載せることは、限られた紙面の中で難しい現状です。報告書は、情報公開請求により、見るすることができます。

②9月議会における市長の辞意表明とその後の経緯について

番号	質問・要望・提言等	回 答
23	昨年9月市長の辞意表明や予算審議における過程等々、市民が傍から見ていると市長と議会が感情的になっていて、しっくりいっていないように見える。(松崎)	基本的にそのようなことはありません。議会は、様々な角度から審議・検討を進めています。外部から見ると感情的な対立に見えるということですが、実際には、真摯な討論を続けているので、ご理解ください。市長と議会は、社長と取締役という関係ではなく、二元代表制の下で、共に、住民代表です。議会は、市長に対して、独立・対等の機関として、市民の信託に応えていく役割があり、共に、市の発展のために、競い合い、協力し合うことが求められています。
24	市長と議会がぎくしゃくしている、市民にとっては進んでいない、社長である市長が出した方向に取締役の議会は進むべきだ。(小野)	

25	議員定数について、市長は経費節減のためとっているが、決算は黒字であり、間接民主主義から、直接民主主義にちかづけるためにも、議員は多い方がよく、住民自治の原則からも、議会の考え方をしっかり知らせるべきである。(牟礼)	議員定数のあり方について、確たる基準はありません。議会では、昨年、議員定数検討協議会を立ち上げ、人口・面積、全国の類似都市との比較検討等を行いながら、議会の役割を踏まえつつ、様々な観点から検討・協議を重ねてきましたが、一致した定数は、示せませんでした。
26	議員定数について、現状維持としか聞こえない。小学校区を基にして最低15は必要とは思いますが、あるべき定数についてはどう考えるのか。(勝間)	昨年、9月議会で、定数を25人、23人とする議案が否決され、12月議会でも、24人の条例改正案が否決されました。こうした中で、6月議会において、再度、定数を25人とする議案が提出され、「減らすべきではない」との意見も出されましたが、賛成多数で可決され、
27	議員定数は1番良い方法を考えてもらいたい。(新田)	11月改選時から適用されます。
28	議員定数について、2名減のままで支障はない、時代の流れである、署名の結果を重んじてほしい、市長と議会の軋轢がある。(牟礼)	
29	議員定数については、減員に期待している。(2件)(華浦)	
30	議員定数は削減方向にある、各市がどう削減しようとしているのか調べてもらいたい。(小野)	
31	議員定数については、現行のままであるのか。(中関)	
32	市長が合併しない、議員定数を減らすと公約に掲げたことを市民が選んだのだから、そういった方向を議会が考えるべきだ。(小野)	
33	議員定数は削減すべきではないか。(華城)	
34	議員定数は、このままであれば定数は27人となるが、現状は25人です。25人にすることはできないのか。今後どうなるのか。(富海)	
35	議員定数について、11月には改選があるがどうか。(小野)	
36	11月の議会選挙までに議員定数削減は対応できるのか。6月、9月で定数削減が間に合うのかどうか。(小野)	
37	市長は退職金は要らないと言ったが、市に返還すると寄付行為になる。そうならないよう条例改正をすべき。(西浦)	市長の退職手当については、6月議会において、議員提案により、条例改正案が提出され、賛成多数で可決されました。これにより、4年間勤続して任期満了となった

38	市長は立候補した際、自分の退職金のカットと抱き合わせで議員定数の半減を打ち出したのだから、議員定数のことばかり言うのはおかしい。(西浦)	場合の市長の退職手当は、現行21,888,000円から、改正後3,866,880円となります。
39	議員半減のポスターがいまだに貼ってあるが、国体の時には見苦しいのではずしてもらいたいと要望があった。早く撤去してほしい。(西浦)	一般質問で同様のことが求められたが、市長は「私の権限外のことでございます。」と答弁。ご意見については、再度お伝えします。
40	昨年から1年経ち、議会の働きについて詳しい報告を受け、嬉しく思う。様々な市長の議案に対して必ず賛成でないということも二元代表制の観点から当然のことである。議員定数削減について今必要ない。しっかり働く議員を市民が選ぶことがむしろ重要。私たち市民も、もっと市民感覚を磨いてゆくことを議会とともにやって行く必要があると思う。(松崎)	貴重なご意見をありがとうございました。

### ③昨年の議会報告会以後の主要な案件について

番号	質問・要望・提言等	回 答
41	J R防府駅みなとぐち広場用地の売却について。(華浦)	J R防府駅みなとぐち広場は平成19年11月防府市が、(株)原弘産に売却したもので、長いこと計画が難航しておりましたが、この度再度、原弘産から(株)エストラストへの所有権転売申請が出され(株)エストラストから事業提案の説明があり、その際議会としては、駅前の賑わい創出のため、①計画のマンションの1、2階に市民が共有できる施設、②別棟にカルチャー施設の建設、③防災対策に貯水槽の設置、等々を要望しましたが、市民の共有スペースや、公共施設を設置することによる分譲戸数の減少や、土地の確保、建設コストの増加、時間的な制約等々の問題点があり貴重な意見として拝聴するも、要望に対応できかねるとの返答がありました。市は十分検
42	J R防府駅みなとぐち広場はエストラストへの転売とマンションの計画は決定したが、駅前の活性化にはつながらないと思う。もっと市とか業者に任せることなく議会も積極的に立案しても良かったのではないか。(松崎)	

		討した結果(株)エステラストの事業提案につき承認することといたしました。
43	J R防府駅前用地の売却の件ですが、転売を許可したのか。今から探すのか。教えていただきたい。(佐波)	市が転売を認めたということで、13階建ての分譲マンションとコンビニの青写真が出来ています。
44	松月前の空き地の利用についても市の執行部とか業者に任すだけでなく議会として活性化につながるものを提案してほしい。(松崎)	当該用地は、私有地であり難しいものがあります。
45	山頭火は山口市の「中原中也」、長門市の「金子みすゞ」に比べ、それよりずっと前から全国的に知られており、早急にふるさと館の設置が望まれる。(松崎)	山頭火ふるさと館の設置については、平成24年度内にある程度の資料の収集、25年度基本設計、26年度着手の予定になっています。
46	今後の予定はどうなっているか。(松崎)	
47	近所に住んでいるが、山頭火の小径を尋ねられることしばしば、そんなに経費もかからないと思うので早急にもっと分かり易い案内板を設置してほしい。(松崎)	山頭火の小径案内板については、貴重なご意見として執行部に伝えます。
48	うめてらすの建設では地元の材木が使われなかった。山頭火ふるさと館の建設では地元材を使うべき。(新田)	貴重なご意見として執行部に伝えます。
49	決算不承認について、道義的責任はどうか。ずっと不認定では無いか。(右田)	ずっと不認定ではなく、松浦市長の13年間で3回です。地方自治法により、決算認定されないことによる影響は生じませんが、道義的責任を問われます。
50	道義的責任で決算はどうなるのか(右田)	
51	災害土砂処理業務の百条委員会調査について、災害土砂の業者を何で問題にしたのか。(富海)	3億円という高額な随意契約であったことによるものですが、問題にしたのは、市が契約に至る経緯等です。百条委員会報告書の「2. 調査結果の概要」では、市の契約相手として受託業者に関する記述は出てきますが、報告書の結論的部分である「3. 市行政のあり方」「4. まとめ」では、市行政のあり方だけを問題にしているもので、受託業者については、何の記述もされていません。

52	災害土砂処理の百条委員会調査で、受託業者がどれだけの仕事をしたのか。業者がどれだけの数量を処理したか、5万立米で請け負ったものが、20万立米になった。その報告が議会にしているか。(富海)	百条委員会では、契約に至る経緯を中心に調査したため、実質的な調査は平成22年11月まで行い、12月15日に最終的なとりまとめを行い、12月21日の本会議で報告をしました。土砂の処理量については、執行部から報告は受けていません。
53	災害土砂処理の業務は許可がないと仕事ができない。百条委員会の報告書は法律にのっとっていない。許認可を有した業者でないと出来ない。それを許可のないものがやったら違法行為になる。違法行為を議会はやれというのか。(富海)	報告書で随意契約について問題があるとした点は、随意契約された業務の内、土砂の運搬、大久保の整地については、地方自治法施行令の規定によって認められる条件に該当しないものであり、「災害土砂の分別・運搬業務の全てを1者と随意契約したことは不適切」と述べているものです。

④平成24年度3月議会で議論になった主要な案件について

番号	質問・要望・提言等	回 答
54	廃屋対策について、高齢化が進み、増えている状況である、樹木の繁茂も迷惑であり、市の対応にも不満である、強制力のある条例にしてほしい。(牟礼)	3月定例会で空き家等の適正管理に関する条例を制定。7月からの施行ですが、所有者や家屋管理者に対し、適正な管理を強く求める助言・指導・勧告・命令、命令に従わない場合は、市のホームページ等で公表という手続きで対応していきます。空き家の所有者等にしっかり管理してもらい以外にありません。また、条例施行後3年を目途に、この条例の施行後の状況及び他の条例で規定している空き地の管理の状況を勘案して、見直しを行うことを条文の附則に付けましたので、行政代執行も含めた強制力のある条例に改正する時がくるかもしれません。
55	空き家については、深刻なものがある、強制力のある条例を望む。(華浦)	
56	空き家対策について、当地も多いが、強制力がないと、らちが開かない。(向島)	
57	空き家は管理能力のない人が持っている。(例えば、生活保護を受けているような人)そこで、強制力のない条例を制定したが、どのようにこの深刻な事態に対処するのか。(富海)	
58	空き家条例が制定されたことを心強く思い、感謝している。地区内にも廃屋同然のところがあるが3か所あり、そのうち2か所は行政代執行しないと無理だと思う。(勝間)	

59	<p>空き家等の適正管理に関する条例を策定していただき感謝します。空き家等が問題になるのはどういうことか、空き家の増加や、それが壊れて近隣が迷惑するということか。空き家にならないような対策が必要ではないか。(松崎)</p>	<p>管理不全で放置された空き家等は、不法侵入者による放火や犯罪の誘発、また、老朽化による建物の倒壊などで、周囲の住民の生命、身体及び財産に被害を与えることが最も懸念されます。本条例の制定により、空き家等の適正管理を所有者等に強く促し、早急に改善が必要な市内の放置された空き家等を無くしていくことで、安全安心なまちづくりを推進してまいります。空き家にならない対策については、貴重なご意見として執行部に伝えます。</p>
60	<p>市の葬儀所は昭和15年からやっており、いったんやめたら復活できない。平成22年度の決算では19億9000万円の黒字というが、利用者が少ないからやめるというのではなく、低所得者のために考えてほしい。(新田)</p>	<p>3月定例会より継続審査となっていた葬儀所業務廃止の条例改正案に対し、6月定例会では、霊柩自動車の業務を廃止し、葬儀所業務の改善を図った上で継続する修正案を議員提案で提出し、賛成多数で可決しました。売店については、貴重なご意見として執行部へ伝えます。</p>
61	<p>火葬場へ売店があると良い。又現行の葬儀所業務は残してほしい。(向島)</p>	
62 63	<p>学校運営協議会そのものについて議会はどうか考えているのか。(右田) 学校運営協議会について、お尋ねいたします。条例や報酬で予算が否決されていますが、学校運営協議会が設置されるのかどうか、また、委員の意見で時期尚早とも言われているが、いつになったら時期尚早ではないとお考えか。(佐波)</p>	<p>協議会は、教育委員会が規則として独自で設置できることとなっており、議会として設置の可否を判断するものではありません。時期尚早と主張された議員の意見は、「大道小学校をモデル校として、実施してきましたが、今年度、これを28校すべての小・中学校に設置することは、他市と比べても拙速ではないか」、また「協議会は、法律によって大きな権限が与えられ、いきなりの設置は難しいのではないか」というものです。</p>
64	<p>ご承知のように教育委員会は将来の日本を背負う子ども達を育てる司令塔である。司令塔がいろいろな教育行政を考えて議案を提案する訳で、それが否決になったのでは議会在が教育行政のなかにあまりにも踏み込みすぎていると思う。(華城)</p>	<p>議会には、全ての議案について、審議、議決する義務と責任があります。</p>

65	潮彩市場について採算の採れる経営の研究をすること、他市からの来客もあり宣伝の効果を期待する。(中関)	今後の経営については、潮彩市場防府活性化協議会での協議を経て経営方針が示されます。案内板の増設を含む宣伝方法や野島の連絡船の基地を設置することについては、執行部に伝えます。
66	潮彩市場あたりへの連絡船の発着場は出来ないか。(華浦)	
67	潮彩市場へ誘導する案内看板が少ない。(西浦)	
68	プールは屋外プールとの答申が出たが、議会はどう考えているのか。(小野)	議会ではまだ決まっていません。議会では屋内温水プールという意見が多いです。温水プールの熱源は重油、太陽光発電、深夜電力、ガス、ごみ焼却の排熱などいろいろあり、どれがベストかは検討する必要があります。近年新設されるプールはほとんどが温水プールです。
69	屋内温水プールの建設については、管理費と建設費を試算したのか。温水プールは燃料費が高騰しており、維持費が大変だ。(西浦)	
70	プールは、新設する焼却施設の近くに排熱利用のものを考えてほしい。(西浦)	
71	武道必修化について、問題になっているのは柔道で死者が出ているが、指導者と体制はどうか。(小野)	武道必修化については3月定例会の一般質問で3人の議員が質問しています。市教委の回答では、「全ての保健体育科教員が指導できることを確認しており、また、地域の指導者を学校へ派遣する体制も整えたい。」としています。
72	武道必修化はいつからですか。(佐波)	必修化は今年度から、実施時期としては学校によって多少異なりますが、秋から冬にかけてと聞いています。6月定例会で全生徒に貸与する修正案が可決されました。野島中(剣道)を除き、他の全ての中学校は柔道が必修となっています。
73	中学校の柔道着について、単位が必要か。運動着でよいのでは。(華浦)	
74	柔道着は、ある中学校ではPTAで買うということも聞いています。生活困窮者も市が買っていると思うが、地域や学校でもバラバラで統一されていない。この辺をどう考えておられるのか。(佐波)	
75	附帯決議と決議について、この性格はどうちがうのか。(華浦)	附帯決議は、予算案や条例案など議案には賛成するが、問題点や解決しなければならない点もあるので実施にあたっては、市民や議会との合意形成を図ることなどの条件をつけるものです。決議は、議案とは関係なく議会としての意思表示をするものです。

76	災害廃棄物のなかで、アスベストや船舶の錫などの有害物質はどうするのか。(西浦)	処理を引き受ける場合の震災ガレキは、可燃物のみです。
77	災害がれきで一般廃棄物と産業廃棄物があるが、一般廃棄物は持ち込まないのでしょうか。(西浦)	一般廃棄物はそれぞれの自治体で処理するのが廃棄物の処理及び清掃に関する法律の主旨ですが、震災ガレキは国が特別として扱っています。
78	震災のガレキの受け入れについて、どこに埋め立てるのか。(中関)	可燃物の受け入れであり、焼却後、灰の一部はセメントの原料に使い、残りは埋められます。
79	震災廃棄物の受け入れについては、労働基準法で厳しく決められている基準を守ること。(華浦)	法に従って、適正に処理されるものと考えています。
80	震災ガレキはどんな荷姿で、どこに荷揚げして、どのように保管するのか。野積みは困る。(新田)	先行事例から、海路でも陸路でもコンテナでの搬送と考えられます。
81	ガレキの受け入れについて、市長の発表があったのち、米販売のキャンセルが2件あり、風評被害が出ている。市農業農村課より回答が来たが誠意が無い。市民がガレキ受け入れを止めることは出来ないか。(右田)	3月の市長会で国への質問を出したが、4月の市長会では回答が来なかった。5月については、何時開催されるか不明。市民の心配があることは、理解しているので、執行部に伝えます。
82	ガレキ受け入れは住民投票で決めてほしいが、住民投票にするにはどうしたらよいか。(右田)	市長の発議、議会の議決、住民の署名という3通りの方法があります。
83	震災ガレキの受け入れが不安なので、市長に3～4回メールを出したが、2か月たっても返事がない。(新田)	返事を早く出すよう、議会からも要請します。
84	東日本大震災のガレキを東北から山口県に運ぶ費用がどれくらい掛かるか分かっていないが、それを処理するより、金銭で対処する方がよいと思うがどうか。(小野)	以下は、震災ガレキの処理を引き受けた場合の放射性物質拡散に対する不安等のご意見への回答です。
85	震災ガレキは、市民に説明し、了解があってから受け入れるようにしてほしい。(新田)	議会報告会開催時は、執行部の対応が流動的でしたので、時系列に推移をお知らせします。
86	市民の合意形成はどのような方法で行うのか。データの公表は、どんな検査をして、どういうことをするのか、議会として認識し	● 市長が、震災ガレキの処理を条件付きで引き受ける

<p>87</p> <p>88</p> <p>89</p> <p>90</p> <p>91</p> <p>92</p> <p>93</p> <p>94</p> <p>95</p>	<p>ているのか。(新田)</p> <p>北九州市のように市長がいろいろ抗議を受けながら、いろいろな団体がいろいろな証拠を出している中で、市長が強行突破されたとき議会としてどのような態度をとるのか。(華城)</p> <p>議会決議の「安全基準の確立」について、議会はどうか考えているのか。(新田)</p> <p>放射線量は排気、焼却灰についての測定を必ず行い、住民の見やすい形での公開をお願いしたい。(新田)</p> <p>決定する前に市民の意見を聞く機会を作ってほしい。(新田)</p> <p>遠い西日本へ運ぶより現地に専用の焼却場を建設する費用にあてる方が無駄がない。(新田)</p> <p>震災ガレキの受け入れに関して、国は安全基準を1キログラムあたり100ベクレルとしているが、先日のテレビでは240～480ベクレルで市が受け入れようとしているようにきいたが、どうなっているのか。ガレキを焼却した場合、大気中に放射能が漏れて、住民に内部被ばくが出ると思うが、その場合の責任は誰がとるのか。(大道)</p> <p>3月議会で市長は、震災ガレキの受け入れについて承諾されたと聞いているが、安全性とガレキをどう処理するのか詳細な答弁を。(野島)</p> <p>無農薬で野菜を作り、小さいこどもが2人います。市長のガレキ処理について怒りと不安を感じている。放射能の持ち込み、焼却後の大気への放出、灰の埋めたて、いずれも受け入れてならないと考えている。(松崎)</p> <p>震災廃棄物の受け入れは、不安がある、日本政府の基準は甘い、風評被害に対しては国は責任を取らないし、市の方で対応をしっかり考えるべきである。(2件)(牟礼)</p>	<p>と表明(3月13日 記者会見)</p> <p>条件)・県が安全基準のガイドラインを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防府市単体ではなく近隣市を含む広域処理</li> <li>・市の処理量 400トン/年(週8トン)</li> </ul> <p>● これを受けて、市議会は、「東日本大震災の災害廃棄物の安心・安全な受け入れに関する決議」を行う。 (3月26日 全員賛成)</p> <p>(決議の抜粋)</p> <p>前半省略 このような中、防府市議会としては、……率先して支援していくべきと考えるが、防府市が災害廃棄物を受け入れるに当たっては、国、山口県に対して、科学的な知見に基づいた安全基準の確立や放射線量測定の十分な体制の整備のほか、安心・安全対策の推進や適宜適切な情報提供、さらには、処理費用に対する国の財政的支援を強く求められたい。</p> <p>また、防府市は、市民の合意を得ることは勿論、近隣他市との合意形成を図り、今後、積極的に取り組みを進められるとともに、放射性物質の影響や風評被害に対する市民の不安を払拭するため、受け入れ時、焼却の際の排気、焼却灰、処分場浸出水など処分の各段階における放射性物質の測定及び全てのデータの公表を実施し、何よりも市民の安心・安全を第一に取り組んでいくよう求めるものである。</p> <p>● 市長が、震災ガレキ処理受け入れは、困難と表明 (5月28日 記者会見)</p>
---	--	---

96	<p>震災廃棄物の受け入れ決議をしているが、その後の動向は。 県・市長会・議長会などと意見集約をし、慎重に取り組んでほしい。 (華浦)</p>	<p>理由)・防府市のみが引き受ける場合、週8トンであり、費用対効果の面から疑問がある。 ・焼却灰をセメント原料化する企業がガレキ焼却灰の受け入れに難色を示している。</p>
97	<p>子育て世代として、災害ガレキの受け入れを市長が突然表明したことに不安を感じている。放射能の風評被害や健康被害について3月19日に11項目の質問を市長に出したが、3, 4週間後の回答は、まだ基準が明確でないとか、この点については考えが及んでいないとか、国、県の基準が示されていないとの理由で質問には一切答えられないとの事でした。市議会の全会一致の決議であり、市長が暴走気味に受け入れを進めるようであれば、市議会もしっかり監視してほしい。子どもたちへの影響をしっかりとらえて対応してほしい。受け入れるのであれば、議会決議に書かれている内容を担保するように。(松崎)</p>	<p>● 市長が、6月定例会で、震災ガレキ引き受けに関する経過を報告 (6月8日 市長行政報告) 山口県や市長会の動向を説明した上で、「今後も、市長会による協議会などを通じて、関係機関や県内市町との連携を密にし、市民の皆様の安全・安心の確保を優先しながら災害廃棄物の受け入れに係る検討を進めてまいる所存である」と述べている。</p>
98	<p>何を持って安全とするかということは、有識者でもいろいろな意見があり、確定したものがない。そこで、予防原則に基づいて、よりシビアな意見を採用していただきたい。そして子どもたちや、特に影響の大きいとされる一次産業の方々の声に耳を傾けていただきたい(松崎)</p>	<p>市議会としましては、今後も市民の皆様の不安解消と安心・安全の確保の立場から、行動してまいります。</p>
99	<p>ボランティアで子育て支援などしており、そこに集ってくる小さい子どもさんを連れのお母さん達は、市長が表明されて以来すごく不安に思っている。焼却場の近くに住む方からは実際に逃げるとかの声もあります。この決議の中にある市民の合意を得るといことは、具体的には、どのような方法を考えておられるかお聞かせ下さい。(松崎)</p>	
100	<p>1年前に千葉県から来て、防府の野菜・魚のおいしさ、皆様の温かさで、ここに住みたいと思うようになった。ガレキの受け入れ表明に不安を感じています。千葉では、放射能で野菜等が出荷で</p>	

	<p>きなくなり、農業が打撃を受けました。茨城、千葉の境の魚も廃棄しなければならなくなった。千葉、埼玉、東京の水が汚染され、小さなお子様を持っている方々は水道水を使うことが出来ず、全国のおじいちゃん、おばあちゃんからミルク用の水を送ってもらい、コンビニや量販店から水が無くなったということもあった。防府でガレキを受け入れて処分することが支援なのかわからない。積み上げたガレキから水が染み出して海に流れないか地面に染み込まないか心配。(松崎)</p>	
101	<p>震災ガレキの受け入れに関して、国は安全基準をキログラムあたり100ベクレルとしているが、先日のテレビでは240～480ベクレルで市が受け入れようとしているように聞いたが、どうなっているのか。ガレキを焼却した場合、大気中に放射能が漏れて、住民に内部被ばくが出ると思うが、その場合の責任は誰がとるのか。(大道)</p>	
102	<p>東日本大震災のガレキ処理について、放射能は、ばらまいてはいけないし、農作物の検査をしっかりとしないといけないと思う。議会の決議では、市民の安全・安心等の言葉があるが、議会として少しぐらいの放射能は仕方ないという決議なのか。それとも、保証出来なければ受け入れることが出来ないという決議なのか。(佐波)</p>	
103	<p>放射能を含んでいるかもしれないガレキの受け入れで子ども達への影響を危惧している。灰の問題も含め、国や県へだけに基準を求めるだけでなく、防府市独自でも基準を設定して頂きたい。また、受け入れを拒否している市民もたくさんいることを知っていただきたい。(佐波)</p>	